

**令和 8 年度ソーシャルメディア等を活用した森の力広報業務委託
委託業者審査基準**

第 1 審査方法

- 1 提出された企画提案書及びプレゼンテーションに対して審査する。
- 2 各審査委員及び事務局は、次に定める審査項目について採点する。

審査項目	評価方法
(1) 基本項目	企画提案書
(2) 提案内容	企画提案書及びプレゼンテーション

- 3 審査の結果、評価の高い者から順に随意契約の相手方となる候補者として選定する。
- 4 参加表明者が 5 者を超えた場合は、プレゼンテーションに先立ち、企画提案書を書面審査し、評価の高い者から 5 者程度をプレゼンテーション審査対象者として選定することがある。
- 5 業務委託に際しては、原則として企画提案された内容を実施するが、業務の遂行に必要な具体的条件等、詳細については、企画提案書の内容をもとに静岡県と候補者が協議して決定するものとする。

第 2 審査項目及び審査基準

審査項目	審査基準	審査の視点	配点
基本項目	実施体制	・連絡調整等を確実に実施できる体制を整え、円滑かつ柔軟な業務運営が行われることが見込まれるか。 ・見積書の金額（項目ごとの金額含む）は適正な価格となっているか。 ・静岡県公契約条例の基本理念等（※）に則して、各制度・取組等の認定を取得しているか。	5 点
提案内容	業務理解	・本業務の趣旨、目的を十分に理解し、具体的にどのような情報発信を行うのか、そのコンセプトが明確に示されているか。	5 点
	実現性	・作業従事者にデジタル媒体を利用した広報の実績及び経験を有する者が十分に配置されているか。 ・課題と解決策を体系的に整理し、具体的な数値根拠に基づく手法が提案されているか。 ・実施した情報発信に対し、データに基づく適切な効果測定・分析が行われる見込みがあるか。	15 点

	創意工夫	• 複数の媒体を組み合わせ、相乗効果を高める内容であり、若年層の閲覧促進につながる広報となっているか • 「森の力」に対する理解があり、それらを県民にとって親しみやすく、わかりやすい情報発信をできる見込みがあるか • 自由提案事項の提案があり、その内容が効果的なものとなっているか。（提案が複数ある場合にはその数、内容に応じて加点する。）	25 点
計			50 点

※ 事業者等を守り育てる静岡県公契約条例（令和３年３月 26 日静岡県条例第 25 号）

第 3 条（基本理念）及び第 6 条（県の取組方針）等を参照のこと。

<参考URL> <https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/zaiseisuito/suito/1030352.html>